

ご意見の要旨と本市の考え方

No.	主なご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
1	<p>第4条（区域の指定等の告示） 路上喫煙禁止区域でイベント等が開催される場合、一時的な仮設喫煙所が必要な場合もあると思うがその内容も必要ではないでしょうか。</p> <p>第6条（弁明の機会の付与） 一時的に滞在する外国人等の対応も同様と思うが手持ちがない等で過料が払えなかった場合や弁明の機会を設けても既に出国している場合など その実効性が担保されない場合をどのように考えているのでしょうか。</p>	<p>大阪市路上喫煙の防止に関する条例（以下「条例」といいます。）第2条第2項において、「この条例において「道路等」とは道路、広場、公園その他の公共の場所（道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設内を除く。）をいう。」と規定しています。当該条文は改正前から規定しているものであり、ご意見にあります仮設喫煙所は、道路等を管理する権限を有する者が設置を許可している場合、路上喫煙禁止区域の対象外となります。</p> <p>また、条例に罰則規定を設けた趣旨としては、違反者に条例の趣旨・目的を理解していただく契機としていただくとともに、実際に過料を徴収することで路上喫煙の抑止効果を期待しています。</p> <p>過料徴収に際しては様々なケースがあると考えられますが、条例の趣旨・目的をご理解いただけるよう努めていきます。</p>
2	<p>① 告知書の中の、「内容」について、歩行喫煙/立ち止まった喫煙/その他とあるが、その他とはどういった行為のことを指すのか。明らかにしていただきたい。</p> <p>② 大阪府条例が4月から施行されるにあたって、飲食店も禁煙のお店が増える。しかし、梅田やなんばなど、大阪を代表する繁華街で喫煙場所がない。店も禁煙、外も喫煙場所が無いとなると、喫煙者はどこでたばこを吸えばいいのか。大阪府も大阪市も国より厳しい規制をするのであれば、府と市が連携して飲食店の近くに喫煙所を作ってほしい。</p> <p>③ 私の住んでいる西九条駅付近で喫煙所が無い。ユニバ帰りの人たちが多く立ち寄る為、駅前でのポイ捨てがひどい。（特に阪神のファミマ前と、セブンイレブンの裏、JRのガード下）規制を課したのは我々民間人ではなく大阪市なので、民間に頼らず大阪市が喫煙所整備をすべきではないか？</p>	
3	<p>大阪市内全域を禁煙とすることで、非常に多くの人に制限をかけることになります。ルールやマナーは守るべきものですが、行政機関が条例で禁止させるのですから、喫煙者に対しても人としてケアが必要だと思います。</p> <p>市もこれまで喫煙所を作っていますが、吸いたいと思った時に喫煙所がある状況にはなっていません。</p> <p>まだ開いていない喫煙所も見たことはありますが、とても少ない印象です。</p> <p>今後も喫煙所を増やして、吸いたい時に少し歩けば喫煙所がある状況になることで、路上喫煙やポイ捨てが無い、条例を制定した意味が実感できる状態になると思います。</p> <p>今後も継続した喫煙所作りを進め、実効性のある条例にしていきたいです。</p> <p>喫煙所を増やさずに条例だけを一方的に押し付けては、誰も幸せにならない条例を施行するだけになると思います。</p> <p>来年度はどのくらいの喫煙所を作られるのかお教えてください。</p> <p>公表時にご回答のほど、宜しく願いいたします。</p>	<p>告知書の「その他」の具体例としては、自転車に乗りながらの喫煙などが挙げられます。</p> <p>本市では、市内全域路上喫煙禁止の実施に向けて、分煙環境の整備を進めてまいりました。本市が直接整備する喫煙所のほか、「大阪市指定喫煙所補助制度」を創設し、民間事業者による喫煙所の設置を促進してきました。また、繁華街等に立地しているパチンコ・パチスロ店の既設喫煙所を大阪市指定喫煙所として一般開放していただけるよう大阪府遊戯業協同組合やその傘下の店舗に要請してきました。そのほか、喫煙可能な飲食店や商業施設等の情報を登録いただき、広く情報提供していく「大阪市喫煙所情報提供登録制度」を創設し、喫煙可能な場所について広く情報提供していくこととしています。</p> <p>改正条例施行後は、路上喫煙の実態を確認し、対策の優先度が高いエリアがどこなのか把握することが重要な課題であると考えており、携帯電話GPSデータ等を用いた人流データ分析ツール、啓発指導体制による現地確認、寄せられる広聴の内容などを通じ、実態把握を速やかに進めるとともに、その結果を踏まえ、更なる分煙環境の充実など必要な対策を講じることで、改正条例の実効性を高めていく予定です。</p>
4	<p>今年から市内全域が路上喫煙の過料徴収エリアになると認識している。</p> <p>私自身はたばこを吸わないが、私の家族、親族、知人はたばこを吸うものが多い。</p> <p>都会に住んでいたり、都会で働いていたりするものからは喫煙所が沢山あると聞く。</p> <p>一方、市内でも人口密度が低い地域に住んでいるものからは全く吸う場所がないと聞く。</p> <p>都会の人間には吸う場所を差し出し、都会地以外の地域の人間は無視し過料徴収する。</p> <p>行政が自ら不平等と格差を生み出しているように感じた。</p>	
5	<p>働く地域の最寄り駅（JR福島駅）付近に大阪市の指定喫煙所が整備されていません。</p> <p>大阪市指定喫煙所が十分に整備されていないにもかかわらず、人に迷惑がかからないように喫煙しても1000円の過料が取られてしまうのでしょうか？</p> <p>喫煙所が十分に整備されていないのに、過料を徴収されるのは納得できません。</p> <p>順番としては先に喫煙所を十分に整備してから過料徴収ではないでしょうか？</p> <p>横山市長は200カ所、300カ所と喫煙所を整備すると言っていますが、大阪市のHPに掲載されている指定喫煙所は駅から遠いところやパチンコ店が多く、利用しやすいとは言えないと思います。</p> <p>必要とされている場所でしっかり整備して欲しいです。</p> <p>また、4月には大阪府の条例で飲食店内での喫煙が禁止となるようですが、JR福島駅付近は現在喫煙可能な店が多く、4月以降それらのお店が禁煙になったら、中でも外でも吸えなくなります。</p> <p>喫煙者の大半はマナーを守ってたばこを吸いたい気持ちがあると思います。</p> <p>屋外屋内でたばこが吸えない条例を作るのであれば、喫煙者がマナーを守って吸える環境（喫煙所）を、必要な場所にきちんと整備して欲しいです。よろしく願いします。</p>	
6	<p>土地の所有者が自らの所有地を禁止地区に指定してほしいと要請する場合、その土地内での喫煙行為が問題になっていると考えられます。その解決策としては、いきなり禁止地区指定とするのではなく、まず市が近隣で喫煙所整備を行うべきであり、また、大阪市の補助金制度等を活用してその土地内に喫煙所が設置できないか、所有者と十分話し合うべきであると考えます。</p> <p>また、そのような土地は公開空地であることも多いと考えられるため、公開空地での喫煙所設置が円滑に進められるよう、庁舎内での調整をお願いいたします。</p>	

ご意見の要旨と本市の考え方

No.	主なご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
7	<p>第3条（路上喫煙の禁止の表示）について 私有地と市が管理する区域の境目が分からないが、 どのように表示をすることで明確化しようと考えているのか 未だに喫煙場所が整備されていないエリアもあるが、 そういった場所で路上喫煙禁止と表示されてもどこで喫煙すればよいのか。 路上喫煙が禁止されている旨を表示するのであれば、 路上喫煙禁止区域内であっても喫煙出来る公衆喫煙所の表示も合わせておこなうべきであり 双方の表示について記載すべき</p>	<p>路上喫煙が禁止されている区域につきましては、大阪市ホームページ及び「マップナビおおさか」で確認できるようにしています。 また、喫煙所の位置情報については、「大阪市 喫煙所マップ」を作成し、スマートフォン等で確認できるようにしています。路上喫煙に関する大阪市のポスターやチラシ等に掲載している二次元コードを読み取っていただくか、「大阪市 喫煙所マップ」と入力して検索していただくと、確認することが可能です。</p>
8	<p>概要に（1）道路等のうち本市が管理する区域 とあります。 大阪市のどこの道路や公園等を管理している分かりません。 国道や府道、私道での喫煙は過料対象外となりますか？ 過料徴収するのであれば、過料対象か非対象なのか分かるように大阪市の管理する区域を 明確に公表してください。「マップナビおおさか」でも過料対象となる道路等がどこになる のか分かりやすくしてください。 また、違反者への過料徴収は、外国人であろうが現金を持ち合わせていない人であろうが公平 に実施してください。</p>	<p>路上喫煙が禁止されている区域につきましては、大阪市ホームページ及び「マップナビおおさか」で確認できるようにしています。 また、本市が管理していない一部の国道（指定区間：1号・2号・25号（御堂筋（梅田新道交差点～難波西口交差点）を除く）・26号・43号・163号・165号）及び私道については、条例による規制対象となることを管理権原者が希望され、本市と当該管理権原者との間で合意が整い、市長が規制対象区域に指定した場合を除き過料対象外となります。 高速道路を除く府道については、すべて本市が管理しているため、過料対象となります。 違反者への過料徴収については公平に実施するよう努めます。</p>

- ・資料の閲覧場所及び配布場所
- (1)大阪市ホームページ
- (2)市民情報プラザ（大阪市役所1階）
- (3)大阪市環境局事業部事業管理課窓口
- ・意見の提出方法
- (1) 送付
- (2) ファックス
- (3) 電子メール
- (4) 持参
- ・集計結果
- 提出件数 8件